

● 民生委員制度のはじまりと歴史

「濟世顧問制度」

● 民生委員の立場

● 民生委員の基本姿勢と職務

「社会奉仕の精神」

● 民生委員の果たすべき義務

- 1 守秘義務と差別的取り扱いの禁止
- 2 政治目的への地位利用の禁止

● 民生委員からひとこと

■ 民生委員・児童委員の職務

1

社会調査

担当区域内の住民の生活状態や福祉ニーズを日常的に把握する。

2

相談・助言

地域住民が抱える様々な問題について、相手の立場に立って親身に相談に応じ、その人の能力に応じて自立した生活が送れるよう援助する。

3

情報提供

福祉制度や福祉サービスについて、内容や情報を的確に住民に提供し、適切なサービスの提供が図られるよう支援する。

4

協力・支援

地域の様々な福祉事業者・団体等連携し、その活動を支援する。

5

行政機関への協力

福祉事務所やその他の関係機関の業務に協力する。

■ 民生委員・児童委員の基本姿勢、義務

基本
姿勢

社会奉仕の精神

社会奉仕の精神をもって、社会福祉の増進に努める。

義
務

守秘義務と差別的取り扱いの禁止

活動にあたり知りえた秘密など個人情報決して漏らさない。性別、人種、信条、社会的身分などにより、差別的な扱いをしない。

義
務

政治目的への地位利用の禁止

職務上の地位を政治的目的に利用してはならない。